

大阪広域水道企業団訓令第1号

部内一般

大阪広域水道企業団電子計算機及び情報システム管理運用規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 （略） （1）—（4） （略） （5）課等 大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）第1条各項に規定する課及び出先機関をいう。 （6） （略） （7）システム利用課 情報システムを用いて業務を処理する課等をいう。 （8） （略） （情報セキュリティ） 第6条 システム所管課、システム利用課及び電算所管課の長は、経営管理部長が別に定める基準に従い、電子計算機及び情報システムの安全性及び信頼性を確保	（定義） 第2条 （略） （1）—（4） （略） （5）本部 大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第4条に規定する部（次号に規定する出先機関を除く。）をいう。 （6）出先機関 大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）第2条第1項に規定する出先機関をいう。 （7）所属 本部及び出先機関をいう。 （8）課等 大阪広域水道企業団処務規程第1条各項に規定する課及び出先機関をいう。 （9） （略） （10）システム利用所属 情報システムを用いて業務を処理する所属をいう。 （11） （略） （情報セキュリティ） 第6条 システム所管課、システム利用所属及び電算所管課の長は、経営管理部長が別に定める基準に従い、電子計算機及び情報システムの安全性及び信頼性を確保

し、効率的な利用を図るため、必要な安全保護措置を講じなければならない。 2・3 (略) (データ等の管理) 第7条 データ保護及びデータの提供における適正な取扱いを確保するため、システム所管課及びシステム利用課にデータ管理者を置くものとする。 2 <u>データ管理者は、システム所管課の長及びシステム利用課の長をもって充てる。</u> 3 データ管理者は、法令等の定めに従い、適正なデータ管理を行うとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。 (1)ー(4) (略) 4 データ管理者は、法令等の規定により秘密を守ることが義務付けられているデータを当該法令等の規定に基づき外部に提供する場合は、必要に応じ、提供を受ける者に当該提供に係るデータの内容、利用目的、提供<u>期間</u>、管理方法その他データの保護に関し必要な事項を記載した書面を提出させなければならない。 5 前項の規定は、<u>課等</u>において相互にデータの利用を行う場合に準用する。 (細則) 第10条 <u>この規定に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。</u>	保し、効率的な利用を図るため、必要な安全保護措置を講じなければならない。 2・3 (略) (データ等の管理) 第7条 データ保護及びデータの提供における適正な取扱いを確保するため、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、システム所管課及びシステム利用所属</u>にデータ管理者を置くものとする。 (1) <u>本部 システム所管課の長及びシステム利用所属の長が指名する者</u> (2) <u>出先機関 システム所管課及びシステム利用所属の長</u> 2 データ管理者は、法令等の定めに従い、適正なデータ管理を行うとともに、<u>次の各号</u>に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。 (1)ー(4) (略) 3 データ管理者は、法令等の規定により秘密を守ることが義務付けられているデータを当該法令等の規定に基づき外部に提供する場合は、必要に応じ、提供を受ける者に当該提供に係るデータの内容、利用目的、提供<u>機関</u>、管理方法その他データの保護に関し必要な事項を記載した書面を提出させなければならない。 4 前項の規定は、<u>所属</u>において相互にデータの利用を行う場合に準用する。 (細則) 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。
--	---

附 則

この規程は、平成31年4月1日から実施する。